

イギリス東インド会社へのムガル皇帝ファールフスィヤルの ファルマーン（勅令）（1717年）

小 名 康 之

（1）まえがき

本稿で取り上げるものは、イギリス東インド会社のインドでの取引に関するムガル皇帝ファールフスィヤル（Farrukhsiyar 在位1713-19）名の勅令（farman 発布の日付は1717年1月7日）である。

アウラングゼーブ（Aurangzeb 在位1658-1707）は、1680年にデカン征服を開始した。ゴロコンダ、ビージャプルの王国を併合したが、18世紀にはマラーター勢力、パンジャープのシク勢力などは、もし連合すれば、ムガルの中央権力を上回るような強大な勢力に成長した。

イギリスやオランダの会社は、ムガル皇帝名のファルマーンを得るため、それぞれの使節を派遣し、ときの皇帝への謁見を求めた。デリーは帝国の首都として機能していたが、アウラングゼーブは治世の末期、反乱鎮圧のためデカン各地を移動し、デリーにとどまっていなかった。

アウラングゼーブ治世末期、宮廷政治を支配した実力派は、イラン系のアサド・ハーン（Asad Khan）とその息子のズルフィカール・ハーン（Zulfiqar Khan）の一族である。この一族はジャハーンギール（Jahangir 在位1605-27）時代以来皇帝の外戚として実力を持っていた。

第二のグループはガーズイー・ウッディーン・フィールーズ・ジャング（Ghazi al-din Firoz Jang）とチーン・クリーチ・ハーン（Chin Qulich Khan）のトゥーラーン系の一族であった。こうした貴族の勢力は互いに対立し、その党派的対立はアウラングゼーブの治世末期にますます激しくなった。

それぞれの勢力はアウラングゼーブの王子を立てて、皇位継承戦争をおこした。アウラングゼーブ死後は、息子のバハドゥル・シャー（Bahadur Shah 在位1707-12）が皇帝に即位し、その死後はズルフィカール・ハーンが擁立したジャハーンダール・シャー（Jahandar Shah 在位1712-13）が即位した。⁽¹⁾

アウラングゼーブはデカン遠征のため、デリーにおいて宮廷をもつことができなくなっていた。オランダの会社の使節ケテラール（J.J.Ketelaar）は、アウラングゼーブ亡きあとの皇帝の居場所をさがしとめた。1712年の夏、皇帝名のファルマーンを得るため、ラーホールからアーグラへさらにデリーへ移動していったのはそのためである。

17世紀末にベンガル地方は、地方領主を主体とする大反乱が起きた。ベンガルに進出していたイギリス、オランダなどの東インド会社は交易活動を守るために、都市の要塞化につとめた。のちのイギリス人のカルカッタ（コルカタ Kolkata）、オランダ人のチンスーラ（Chinsura）がそうであった。

ときのベンガルの総督 (subahdar) はイブラーヒーム・ハーン (Ibrahim Khan 総督在位1684-1698) で、そのあと、総督職はアウラングゼーブの孫のムハンマド・アズィームッシャー (在位1698-1712 Muhammad 'Azim al-Shan 皇帝バハードゥル・シャーの息子) に委ねられた。

ベンガルでの反乱が鎮圧されたとき、イギリス東インド会社は1698年7月、この州総督から、カルカッタ周辺の3村 (Sutanuti, Kalikata, Govindpur) のザミンダーリー権を購入する許可を得た。1698年以降、イギリス人のチャーノック (J. Charnock) は本格的な都市の建設を行った。

ザミンダーリー権とは、地方村落の地租徴収の権利で、絶対的排他的土地所有権とは異なるが、単に外国の一商社にすぎない東インド会社がこの権利を得たことは、後に大きな意味をもつこととなった。

ベンガル一帯は、実力者ムルシド・クリー (Murshid Kuli Khan) が州の重要な役職に就き、後にかれは州総督となり (在位1717-1727) 事実上ベンガル全域を支配することとなったが、イギリス東インド会社とは常に良好な関係にあったわけではなかった。

ベンガルにおいては、すでに、シャー・ジャハーン (Shah Jahan 在位1628-1658) 時代、第二王子シャー・シュジャー (Shah Shuja 総督在位1639-47, 1652-60) がベンガルの太守となり、外国人との取引を盛んにするため、イギリス東インド会社に交易上の特権をあたえた。⁽²⁾

1656年、シャー・シュジャーはシャー・シュジャー名のニシャー (nishan 命令書) を発布して、イギリス人に、年額3,000ルピーのピーシュカシュ (pishkash 貢納金) の前払いによってベンガルでの交易品の関税を免除するという特権をあたえた。⁽³⁾

シャー・シュジャーの出したニシャーは、皇帝シャー・ジャハーンの命令にもとづくと思われるが、それがいつの、どのような内容の皇帝の命令であったかはっきりしない。一般にニシャーは王子名または王女名で出すもので皇帝名のファルマーンより権威が劣る。

皇帝名のファルマーンはムガル国全土に適用されるものであるが、ニシャーは太守として赴任した地域にのみ適用される。さらにニシャーの有効期間がシャー・シュジャーの任期中のみであったかどうかははっきりしない。

シャー・シュジャーは王位継承戦争中 (1658-62)、アウラングゼーブの派遣した軍に追われ、東方のアラカン山中に逃亡中に死亡したといわれている。一方で、イギリス人がシャー・シュジャーによって得た特権は、必ずしもその後のベンガル総督によってそのまま認められたわけではなかった。

アウラングゼーブ時代、1680年発布のファルマーンにおいて、イギリス人にどのような特権が与えられているかが、問題となった。すでにふれたように、イギリス人側はムガル皇帝名のファルマーンのペルシャ語文書を自らに都合よく解釈した。⁽⁴⁾

1690年にイギリスの会社にファルマーンが発布されたが、新会社が設立され、旧会社と対立した。旧会社と新会社は合併し、合同東インド会社は旧会社に認められた特権の承認を求め、ノリス (W. Norris) 使節団が派遣された。その使節団は、ムガル帝国中央と交渉 (1699-1702年) にあたったが、失敗に終わった。⁽⁵⁾

イギリスの新旧連合の会社は正式に1703年に発足して以来、ムガル帝国との接触を試み、皇帝ファッルフスィヤル名の1717年のファルマーンによって、一つの特権として、フーグリー（Hugli）においては3,000ルピーのピーシュカシュの支払いにより関税の免除が明確となった。⁽⁶⁾

当時、18世紀初めの宮廷の党派的対立の状況のなかで、台頭してきたのが、サイイド・アブドゥッラー・ハーン・バールハー（Saiyid ‘Abdullah Khan Baraha）とサイイド・フサイン・アリー・バールハー（Saiyid Husain ‘Ali Baraha）の、サイイド兄弟である。

この二人は、西アジアから移住してきた一族で、すでにアクバル（Akbar在位1556-1605）時代からムガル軍を率いることで、頭角をあらわしていた。アウラングゼーブ死後、ファッルフスィヤルの皇帝時代に、兄弟で相次いでワズィール（wazir宰相職）などにつきムガル宮廷政治を事実上支配した。⁽⁷⁾

1712年のジャハーンダール・シャー名のファルマーンによって、ベンガル、ビハール、オリッサにおいて、オランダの会社に対する関税は3.5%から2.5%になった。そのファルマーンにリストアップされている交易商品は硝石、アヘン、綿布、リネン、砂糖、蠟などである。⁽⁸⁾

次の皇帝、ファッルル・スィヤルは、ジャハーンダール・シャーのときに発布されたファルマーンを承認した。のちのイギリスの会社に対するものと比較すると、1712年のオランダ人宛のものは主要な交易品を記載している点が、1717年のものと異なる。

オランダ人が交渉した時の皇帝ジャハーンダール・シャーは挙兵したファッルフスィヤルの軍に敗れて暗殺された。皇帝即位を宣言したファッルフスィヤルの軍によって、ズルフィカール・ハーンもつかまり、処刑された。新皇帝を擁護したサイイド兄弟が宮廷内の実権をにぎった。

(2) 1717年のファルマーン

皇帝ファッルフスィヤル名の、前述の関税免除の特権以外に、1717年のファルマーンによってイギリス東インド会社が獲得した特権は、以後のイギリス人のベンガルにおける活動にとってきわめて重要なものであった。これによってカルカッタ周辺の村落の地租を得る権利が確認された。

さらに、一定の条件のもとで王立の貨幣鑄造所で会社が貨幣を鑄造することを承認された。その結果、イギリス人は交易によってベンガル地域一帯の経済を左右することができるようになり、ベンガル地方の村落に対する経済的支配を進めていくことができるようになった。⁽⁹⁾

ムガル時代の標準通貨は銀貨スィッカ（sikkah）であり、皇帝の代ごとに金貨はつくられたが、実際に通用したわけではない。スィッカは銅貨ダーム（dam）と交換されたが、ムガル領内各地で鑄造されるスィッカの品質は異なり、銅貨との両替を行う専門の商人（サッラーフ sarraf）が成長した。

18世紀初めにベンガルで通用する通貨は、ベンガルのダッカまたはムルシーダーバードの帝国鑄造所で鑄造されたものであったが、イギリス人がマドラスの帝国鑄造所のものをまねて鑄造したものは、通常、帝国全土で通用するものより品質がよいとされた。⁽¹⁰⁾

1717年のファルマーンにおいて、すでにふれたように、イギリスの会社は、ピーシュカシュ 3,000ルピーの前納によって、ベンガル交易でイギリス人の商品に対する関税を支払わずに交易できることが確認された。この点は、すでに、1690年のファルマーンでもふれられていたことである。⁽¹¹⁾

1717年にイギリス東インド会社を得たファルマーンは3通で、ベンガル・ビハール・オリッサ、ハイデラバード、アフマダーバードのそれぞれに関するものである。内容は、3通とも大差がないが、アフマダーバードに関するものを主として、それぞれ別々の独自の規定を含んでいる。

このときのファルマーン本文には、ダスタック（dastak 通行証）に関して明示されていないが、いくつかの付属の命令書が同時に発布されている。宰相のサイド・アブドゥッラー・ハーンの印証がついていた付属の命令書の中ではその点がしるされている。⁽¹²⁾

ダスタックは、このときの付属の命令書ハスブル・フクム（hasb al hukum）によって規定されていたが、その後ムガル帝国支配領内で問題となった。この命令書を持参していれば、命令書に記載された商品に関してまったく通行関税を支払わずに自由通行できるとされたからである。

こうして、ダスタック発行の特権を獲得したイギリス東インド会社は、勝手に商品名を書き加えて、イギリス人やその取り引きの商人たちがこの自由通行証を持参して、内陸通行の際、通行関税を免れたのである。

はじめのうちは、イギリスの会社と現地のムガル支配の有力役人との間には、友好的に進んでいたが、18世紀初めには、ベンガル地方最大の交易港フーグリーを管轄するムガル役人との仲は悪くなっていった。イギリス人および東インド会社と結びつく商人グループによるダスタックの濫用が、ムガル帝国の地方関税収入を脅かすまでになっていたからである。

1717年に、ベンガルで支配権をおよぼしていたムルシド・クリー・ハーンは、はじめは、ベンガルにおけるイギリス人の交易に反対したわけではなかったが、やがてイギリス人へのこれ以上の特権拡大を認めることには消極的となった。⁽¹³⁾

イギリス東インド会社に対する1717年のファルマーンの基本的内容はアフマダーバードに関するものに記載されていることですので、ここでは、章末のファルマーンのペルシャ語文の紹介はアフマダーバードに関するものとし、ファルマーンの全体は英訳を参照することとした。

ベンガル・ビハール・オリッサに関するものは、基本的にはアフマダーバードに関するものとはほとんど同じであり、ただし、細かい点で多少の違いがみられる。こちらには、イギリス東インド会社によるカルカッタ近郊の3郡のザミンダーリー権の購入が記載されている。

1714年、イギリス東インド会社の使節、サーマンは（J. Surman）、パトナに到着し、その後デリーで、ファッルフシヤルの宮廷を訪問した。その時同行したのが外科医のハミルトン（W. Hamilton）や、アルメニア商人で通訳をつとめたサルハード（Khawajah Sarhad）などであった。

ハミルトンは外科医として皇帝ファッルフシヤルの傷の治療にあたり、ファッルフシヤル宮廷で大いに歓待されたようである。サーマンを中心とした使節は前年の交渉の結果、17年1月、皇帝名のファルマーンを得ることに成功した。

1717年のファルマーンによる主要な二点のみ上げると、以下のように規定されていた。

1. イギリス東インド会社の社員は、すべての商品を陸路、海路で運送できること、かれらはフーグリーでの3,000ルピーの支払いによって、商品を関税無税で売ったり、買ったりでき、それ以上は要求されない。
2. 商品を買ったり、売ったりするためにいかなる場所にも商館を設置できるようにイギリスの会社に援助が与えられること。
3. マドラスで鑄造されている銀貨はスーラト港で鑄造されたものと同じ品質ならば、交換の際、それ以上の割り引きは要求されない。⁽¹⁴⁾

ハイデラバードの条文はマドラス（現在はチェンナイ Chennai, Chiapatam）交易に関するものである。マドラスは、イギリス人のフランシス・デイ（Francis Day）が、一地方領主から一帯を租借し、やがてヴィジャヤナガラ王国から正式に割譲された。イギリスの会社は要塞として都市を築いた。

(3) 1717年のファルマーン本文⁽¹⁵⁾

[偉大にして名誉ある?] 治世の5年目に、[公平と成功で飾られた?] サファル月4日の運命のごとき勅令の写しは以下のとおり。

[以下適宜、段落に区切った]

すなわち、アフマダーバード州、および幸運なるスーラト港とカンバーヤト（Kanbhayat）港の、現在および将来の州総督（hakim）、州徴税監督官（‘amal）、州行政監督官（mobashir-i-shanghal）、ジャーギール地保有者（jagirdar）、地方治安維持監督官（faujdar）、地方大区徴税監督官（karori）、公道警備監督官（rahdar）、関税所監督官（guzurban）、ならびに領主（zamindar）たちは、皇帝陛下の恩寵に期待をよせて、つぎのことを心得よ。

[勝利に満ちたかつての王たちの偉大なる征服の] このときに、ジャン・サーマン（Jan Surman）氏とイギリス人の代理人の[一人たる] ハージャ・サルハド（Khwaja Sarhad）が、気高きカリフ位の在所たる玉座の足元の高官のもとへ奏上した。すなわち、スーラト港同様に帝国全土においてイギリス人の商品の[関]税を免除する（mu‘afat）ようにと。前述の港[スーラト]においては、[天国の神の庇護のもとにいる?] 皇帝シハーブッディーン・シャージャハーン（Shihab al-Din Shahjahan）[神の清らかさとともに天国にいるお方?] の時代から、[イギリス人の商品関税は] 100につき2ルピー[2パーセント]の税と、きまっていた。

[高位を維持し神の近くに住まうお方?]、モヒーウッディーン・ムハンマド・アウラングゼーブ・アーラムギール [神により与えられた高位に住まうお方?] の時代から税（ajinas）は100につき3.5ルピーとすることがきめられていた。他の場所ではだれもこの理由でかれら [イギリス人] を煩わせてはならない。

皇帝、アブル・ファズル・バハードゥル・シャー [高位にあつて平和な天国に、高位に

あつて聖にして天国に住まうお方?】の時代に、それ以来、同様に、[税は] 2.5ルピーと決められている。現在までそのように行われている。[イギリス人の] 商館は3年間その地のムタサッディ (mutasaddi 市政長官) の横暴を被っていたため、[商館は引き上げられ?] ビハールやオリッサの州ではこの人たちから税の徴収は行われていない。

ベンガル州のフーグリー港では3000ルピーが税の代わりに毎年ピーシュカシュとして徴収されている。[イギリス人は] つぎのように奏上した。すなわち、スーラト港においてもほかの港と同様に税の代わりに毎年のピーシュカシュときめること、毎年10,000ルピーのピーシュカシュの支払いに同意している。

[偉大なる皇帝の、世界を従え、服従すべき?] 命令が出された。すなわち、10,000ルピーのピーシュカシュの支払いに同意しているので、年々スーラト港でとること、それをこえて、[かれらの活動を] けっして妨害してはならない。イギリス人のゴマーシュタ [代理人] が、各州、各地方の港、陸路や水路を通して運ぶ品物は税が免除されること、かれらは売買を自由に行つてよい。

もしある地域でなんらかの品物が盗まれた時には、その捜査に努力し、それを盗んだ犯人を捜し出し、処罰すること、さらにその品ものをもとの所有者にもどすこと。会社は商館をどこに立ててもよい、[自由に] 商品を買つたり、売つたりしてよい。

何らかの場合、商人のだれかが負債を負つた場合かれらを援助すること、大商人 (beopari) やほかの商人が、負債者となつた場合、正義に照らして、会社のゴマーシュタのうちのだれかが力によって債務者を苦しめたりしないようにすること。

さらにまた、つぎのように皇帝に請願した。すなわち、州 (subah) や他の管轄区域 (diwani) において、本来の許可証 (サナド sanad) 以外に州長官 (nazim) や州財政官 (diwan) の印章のついた代わりのもをを求めることができるようにすること。本来のサナドを求めることが難しい場合には、カーズイーの印章のついた複製でよく、本来のサナドを求める必要はないようにすること、州長官や州財政官がそのことで妨害をさせないようにすること。

イギリス人が所有するムンバイ [ボンベイ] 島でコインが通用しているが、そのコインはチアーパタム (Chiapatam マドラス) のコインに従つて鑄造されている。会社に雇われたもの (naukar kupin 織物職工?) のうちだれかが負債者となつて逃亡した場合、そのものを商館長 (sardar) のもとへ引き渡すものとする。

会社の代理人や雇われたものなどが [禁止された税] によって苦しめられている。ファウジダールなどが課している、禁止されている諸税 (abwab mumnu'h) は廃止されることとする。皇帝の [聖なる正しき?] 命令が出された。すなわち、カーズイー長官 (qazi al-quzat 法務長官) の印章のついているものは信用にたるものである。

幸運なるムンバイ島のスイッカは帝国全土 (mamalik mahrusah) のスイッカとして通用するものとする。会社に雇われたものや職人 (naukar-i-kupin) のうちだれか負債者となつて

逃亡した場合、そのものをつかまえ、商館長の管理下におくこと。

禁止されている税を取り立てることによって〔会社の活動を〕妨害しないこと。さらに、カリフ位の世界支配の宮廷に申請した。すなわち、ベンガルやビハール、オリッサにおいて職工用（kupin）の商館を建てるのが許されること、その上、会社が望む他の場所のどこでも商館を立てることが許されること。

つぎのように望んだ。商館が建てられる場所でどこでも商館のために、聖なるサルカール（sarkar-i-wala 王領地）のなかから40ビーガ（bigha）の土地を譲与すること。

〔会社の〕船が、しばしば嵐で港において沿岸に打ち上げられ、難破した場合、港の長官たちが不当にも積み荷を押収し、時としてその〔価値の〕4分の1を要求することがある。そこで、さまざまな州の他の商館の慣例にならって行動するよという、聖なるすぐれた命令が出された。各商館が皇帝の港や聖なる宮廷において取り引きを行っているこの人々〔イギリス人〕は、税が免除されるという驚くべき奇蹟のようなファルマーンを獲得した。難破して沈没した船の〔商品〕を、保管すること。

これらのすべてのことにおいて正しい命令にしたがって行動すること。

毎年あたらしい証書を求めてはならない。この件については命令と心得よ。

この栄光ある統治年の5年目サファル月に書かれた。

注

- (1) 17世紀末-18世紀初めのムガル帝国中央の政治状況について、Chandra, S., *Parties and Politics at the Mughal Court, 1707-1740*. 2nd ed. New Delhi, 1972. Sarkar, J.N., *A Study of Eighteenth Century India*, vol. I, 1707-1761, Calcutta, 1976. Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963. ズルフィカール・ハーンについて、ピパン・チャンドラ、栗屋利江訳『近代インドの歴史』山川出版社、2001年。フランシス・ロビンソン、月森佐知訳『ムガル皇帝歴代誌、インド・イラン・中央アジアのイスラーム諸国の興亡（1206-1925）』創元社、2009年、などを参照。
- (2) ザミーンダーリー権についてはHabib, H., *The Agrarian System of Mughal India, 1556-1707*, second, revised edition, 1999, Oxford, p.190. 参照。Bhattacharya, S., *The East India Company and the Economy of Bengal, from 1704 to 1740*, London, 1954. pp.16-25. Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963, p. 164-167. Chaudhuri, S., *Trade and Commercial Organization in Bengal, 1650-1720, with special reference to the English East India Company*, Calcutta, 1975, pp.41-43.
- (3) Foster, W., *The English Factories in India, 1655-1660*, Oxford, 1921, p.111, appendix, 410-416. British library, Add. MSS. 24039. 1656年のシャー・シュジャーの「ニシャー」について、小名康之・阿部尚文・杉山隆一・登利谷正人「東インド会社に関するシャー・シュジャー名のニシャー—17世紀ムガル時代の公的文書—」『青山史学』第31号、2013年。参照。
- (4) 小名「アウラングゼーブ時代後半のムガル帝国内の商品関税について」『青山史学』第35号、2017年。参照。
- (5) 小名「イギリス東インド会社とアウラングゼーブの「ファルマーン」」『青山史学』。第32号、2014年。参照。
- (6) Chaudhuri, S., *Trade and Commercial Organization in Bengal, 1650-1720, with special reference to the English East India Company*, Calcutta, 1975, pp.41-42.

- (7) Chandra, S., *Parties and Politics at the Mughal Court, 1707-1740*. 2nd ed. New Delhi, 1972, pp. 86-95.
- (8) 「オランダ東インド会社へのムガル皇帝ジャハーンダール・シャー名のファルマーン（1712年）」『青山史学』第37号、2018。
- (9) Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963, p.5.
- (10) Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963, p.94-97.
- (11) 小名「イギリス東インド会社に対するアウラングゼーブのファルマーン（1690年）」『青山史学』第36号、2018年、参照。
- (12) Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963, p.167.
- (13) Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963, pp.120-123, 167-169, 170-172, 190-191.
- (14) Karim, A., *Murshid Quli Khan and his Times*, the Asiatic Society of Pakistan, Dacca, 1963, pp.166-167. ただし、アフマダーバードのファルマーンには、スーラトにおいて10,000ルピーのピーシュカシュの支払いという条項がある。ベンガルのフーグリーにおける3,000ルピーのピーシュカシュの額と、アフマダーバードのスーラトにおける10,000ルピーのピーシュカシュの額と大きく違う。この理由を明確に説明した記載がこの時の3つのファルマーン全体の中に見つからない。
- (15) 1717年ファルマーンこの時の交渉については、ジョン・サーマンの使節団の日誌（1714-17）があり、ファルマーンの英訳等が次にあげるウィルソン編著に掲載されている。
- Wilson, C. R., *The Early Annals of the English in Bengal*, Vol. II, pt. II, Calcutta, 1911, rep., New Delhi, 1983, pp. 167-169. Cf. Hill, S.C., *Catalogue of the Home Miscellaneous Series of the India Office Records*, London, 1927 (Vol. 628. (26) pp. 489-502, Farman and Sanad of Farrukhsiyar allowing the English to trade in Bengal, Behar and Orissa 1715-17).
- ペルシャ語文はサーマンの日誌に付随されているが、次のものに再録されている。
- Bhattacharya, S., *The East India Company and the Economy of Bengal, from 1704 to 1740*, London, 1954, Appendix, IV. 参照のこと。
- ここではOxford University Library, Fraser, 228, ff.20-23を参照した。ファルマーンのペルシャ語文は章末を参考のこと。〔 〕内は、難読であり解釈のやや難しい部分である。
- ペルシャ語の解釈についてアキール氏（M. Aqeel 元東京外国語大学客員教授）から教示をいただいた。お礼申し上げます。

نقل فرمن والا شان از قرار بتاریخ چهارم صفر [ختم الله
بالخیر و الظفر] سال پنجم از جلوس اقبال [مانوس] انکه
حکام و عمال مباشران [شنغال] و جاگیرداران و فوجداران
و کروریان و راهداران و گذربانان و زمینداران حال
و استقبال صوبه احمدآباد و بندر مبارک سورت و کنبهایت
بعنایت پادشاهی امیدوار بوده بدانند که درین زمان
ظفر اقتران دادن فیروزی نشان مستر جان سارمن
و خواجه سرحد گماشتهای انگریز بعرض ایستادهای پایه
سریر خلافت مصیر معلی رسانیدند که محصول امتعه انگریز در
ممالک محروسه سوای بندر سورت معافت و در بندر مذکور
از عهد پادشاه [غفران پناه خلد ار امگاه علیین مکان]
شهاب الدین شاهجهان [جعل الجنة مئواه طیب الله نژاد]
دو روپه سرصد محصول مقرر بود از عهد [صاعد مصاعد قرب رحمن
حضرت خلد مکان] محی الدین محمد اورنگ زیب عالمگیر [اسکنه الله
اعلی درجات] اجنان سر صد سه و نیم روپه مقرر شده
و در جاهای دیگر احدی بدین سبب مزاحم انها نمیشد و در
عهد پادشاه [غفران پناه بهشت ار امگاه مشمول تفضل داداز
مفصل قدس منزلت حضرت فردوس] اشیان ابو المظفر بهادر شاه
همگی دو نیم روپه قرار یافته تا حال بعمل می آید
از ظلم متصدی انجا سه سال است که کوتهی بر داشته در صوبه
بهار اورپسه محصول اینجماعه بعمل در نمی آید و در بندر هوگلی
صوبه بنگاله سه هزار روپه بصیغه پیشکش عوض محصول هر سال

عاید میسازند امیدوارند که موافق بنادر دیگر در بندر
سورت هم عوض محصول هر سال پیشکش مقرر شود ده
هزار روپه پیشکش هر سال قبول دارند حکم جهانمطاع لازم
الا تباع بعرضد در پوست که چون ده هزار روپه پیشکش
قبول دارند سال بسال در بندر سورت بگیرند و سوای
ان هیچ نگو مزاحم نشوند و اسباب و اشیای که گماشتهای
او به بنادر صوبها و اطراف و جوانب از راه خشکی و دریا
بیارند و ببرند محصول انها معاف نشناخته در بیع و شری
مختار دانند و اگر در محلی از اموال او چیزی بسرقة رود در
بهمرسانیدن آن سعی بکاربرند و دزد انرا بسزا و مال را
بمالک رسانند و هر جا که کوتهی ساخته اسباب و اجناس بخرند
و بفروشند در امور حسابی امداد و اعانت نمایند و [نرد]
هر کس که از بوپاریان و غیره طلب حسابی داشته باشند
از روی حق و حساب بانگریز عاید کردانند و گذارند که
کسی [از] گماشتهای او تعدی گشتند و نیز التماس نمودند
که در صوبها و دیوانیان جز سند اصل و مطابق بمهر ناظم و
دیوان صوبه طلب میکنند سند اصل در هر جا رسانیدن
و شوار است امیدوارند که بموجب نقل بمهر قاضی اغتبار
نمایند و طلب سند اصل نکنند و برای مطابق ناظم و دیوان
مزاحت نرسانند و در جزیره منبعی متعلقه انگریز سکه [وکی]
راج است بدستور چیاپتن سکه مبارک سکوک میشده باشد

و هر کس از نوکران [کوپیی] مطالبه دار باشد جای بر خاسته برود
[ترد] سردار کوتهی بفرستند و بعات فوجداری و غیره ابواب
ممنوعه که گماشتها و عملع [کوپیی] سبب ان پریشانی میکشد
متعرض نکر دانند حکم محکم اعلی شرف صدور یافت که
نقل بمهر قاضی القضاات اعتبار نمایند و در جزیره منبعی
سکه مبارک مسکوک بدستور سکه ممالک محروسه راج شود
و هر کس از نوکران [کوپینی] مطالبه دار باشد و جای بر خاسته
برد و بدست آورده حواله سردار کوتهی کشتند و بعلت
اخذ ابواب ممنوعه مزاحم نشند و نیز بعرض پیشگاه خلافت
و جهانداری رسانیدند که در بنگاله و بهار و اوریسه
[کوتهی های] [کوپینی] مقرر است و در جاهای دیگر کوتهی خواهند
کرد امیدوارند در هر جا که کوتهی مقرر سازند چهل بیگه زمین
از سرکار والا برای کوتهی مرحمت شود و جهازات بعضی
اوقات سبب طوقان باد در بنادر بکناره می افتد
و شکسته میگرد و حکام بنادر از راه ظلم مال را ضبط مینمایند
و بعض جا چهارم حصه میخوانند حکم والا شرف نفاذ یافت
که بدستور کوتهی دیگر صوبها بعمل آرند و این جماعه را که [کوتهی ها] در
بنادر پادشاهی و داد و ستد در اردوی معلی دارند و
فرامین کرامت این متضمن رعایت محصول حاصل کرده اند
محافظت مال جهازات شکسته و تباهی شده بواحي میکرده
باشند در جمیع امور بر طبق این مشال شرف مشان بعمل
[ارند] و هر سال سند مجدد نظلبند درین باب تاکید دانند
تحریر فی التاریخ صدر سنه الیه